

滑川市と株式会社 TOYAMATO との包括連携協定書

滑川市（以下「甲」という。）と株式会社 TOYAMATO（以下「乙」という。）は、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密な連携と協働を図ることにより、地域の活性化を推進することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）空き家の利活用に関すること。
- （2）教育・文化に関すること。
- （3）地域経済の活性化に関すること。
- （4）観光振興に関すること。
- （5）スポーツ振興に関すること。
- （6）新事業展開に関すること。
- （7）その他地域の活性化に関すること。

2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組の内容及び実施方法、役割等については、別途協議の上、取り決めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。但し、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも本協定を終了させる旨の申し出がない場合は、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施において知り得た相手方の秘密情報について、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項の守秘義務を負うものとする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に関し疑義等が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和5年5月9日

甲 富山県滑川市寺家町104番地

滑川市長



乙 富山県富山市安住町2番14号

株式会社 TOYAMATO

代表取締役

